

第1回 (仮称) 平和資料館のあり方を考える懇話会

日 時：平成29年1月18日(水)
13:30～15:30
場 所：小倉リーセントホテル(1階)
「ガーデンホール」

次 第

1 開 会

2 市長挨拶

3 懇話会委員の紹介

4 懇話会の目的・進め方

5 座長選出

6 議題

(1) 他館のコンセプト事例及びコンセプトに即した機能事例

- ・長崎原爆資料館
- ・呉市海事歴史科学館(大和ミュージアム)
- ・知覧特攻平和会館
- ・昭和館
- ・姫路市平和資料館

(2) 北九州市の戦前の歴史

(3) (仮称) 平和資料館のコンセプト・建設場所(案)

7 事務連絡

(1) 次回日程について

8 閉 会

(仮称) 平和資料館のあり方を考える懇話会委員名簿

氏 名	所 属 等
天川 悦子	北九州童謡・唱歌かたりべの会会長
上田 眞奈美	北九州市 P T A 協議会副会長
甲木 正子	西日本新聞社北九州本社営業部長
後藤 みな子	北九州市文学協会理事長
佐方 はるみ	元市立小学校長(九州女子大学人間科学部特任教授)
戸高 一成	呉市海事歴史科学館 (大和ミュージアム) 館長
中村 明俊	長崎原爆資料館館長
原田 純子	南九州市知覧特攻平和会館主査
南 博	北九州市立大学地域戦略研究所教授
三好 正一	北九州市遺族会連合会会長
山本 みさと	北九州市立大学学生 (太鼓と平和を考える学生連絡協議会代表)

(敬称略・50音順)

(仮称)平和資料館のあり方を考える懇話会(市出席者)

所属及び補職名	氏名
総務局長	柴田 邦江
総務局総務部長	鮎川 典明
総務局平和資料館担当課長	田爪 康隆

【事務局】

総務局総務課(平和資料館担当)

【会議運営委託業者】

株式会社トータルメディア開発研究所

(仮称) 平和資料館のあり方を考える懇話会の目的・進め方

1 設置目的

本市では戦争の悲惨さや平和の大切さを市民に伝えるため、「原爆犠牲者慰霊平和祈念式典」や「北九州市非核平和都市宣言」の実施、「戦時資料展示コーナー」における戦時下の暮らしを中心とした資料の展示等、様々な取り組みを進めてきた。

戦後71年が経過し、戦争の記憶の風化が懸念されており、本市に関係する戦争の記憶を後世に伝えることが大きな課題となっている。

そのため、戦時資料の展示の充実に向けて、本市の空襲の悲惨さや長崎原爆関連を中心に展示内容を拡充し、展示の仕方も資料やパネル写真を展示させるだけでなく、映像や音響技術を駆使するなど工夫し、来館者の心に訴えるものにする予定である。

このように、展示物が従来の「戦時下の暮らし」を中心にしたものから、八幡大空襲や市内各地の空襲の資料、戦後復興の資料、長崎原爆関係の資料など大幅に増えることから、新たに平和資料館を設置することとしている。

そこで、施設のあり方や展示内容等、平和資料館の基本的な方向性について意見を聴取する「(仮称) 平和資料館のあり方を考える懇話会」を開催する。

2 開催期間

平成29年1月～平成29年4月（4回～5回）

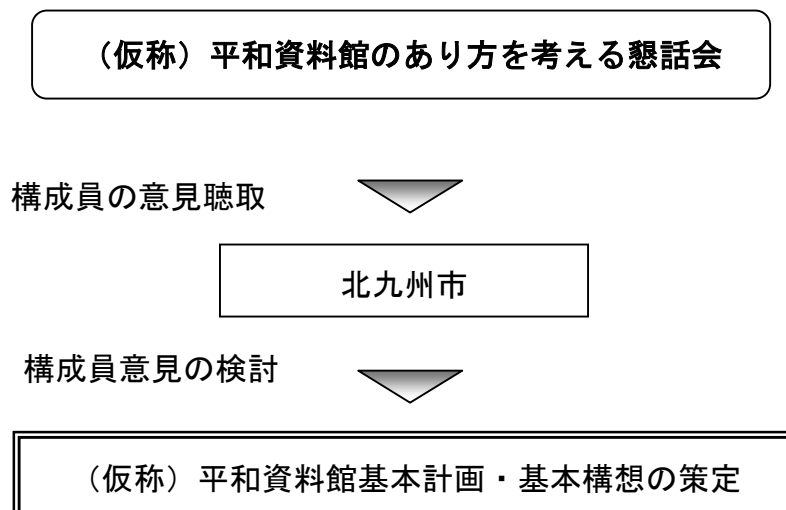
3 懇話会の進め方（意見聴取事項）

別紙のとおり

4 懇話会後の取り組み

構成員の意見を参考に、(仮称) 平和資料館の基本計画・基本構想をまとめる。

【イメージ】



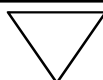
(仮称) 平和資料館のあり方を考える懇話会の進め方

1月 18日
(水)

第1回 懇話会

(議題)

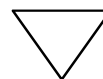
- ・他館のコンセプト事例及び・コンセプトに即した機能事例
- ・北九州市の戦前の歴史
- ・(仮称) 平和資料館のコンセプト・建設場所(案) についての説明

2月 15日
(水)

第2回 懇話会

(議題)

- ・(仮称) 平和資料館の展示コンセプト・内容等
 - ・建設場所
- についての意見聴取

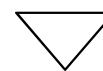


3月

第3回 懇話会

(議題)

- ・1～2回懇話会のまとめ資料
 - ・(仮称) 平和資料館の展示コンセプト・内容等
 - ・建設場所
 - ・委員意見の中間まとめ
- についての意見聴取



4月～5月

第4回～5回 懇話会

(議題)

- ・委員意見の最終まとめについての意見聴取

(仮称) 平和資料館のあり方を考える懇話会運営要綱

(目的)

第1条 市民に戦争の悲惨さを伝え、平和の大切さ、命の尊さを考えるきっかけとする(仮称)平和資料館(以下「資料館」という。)の建設に向けて施設のコンセプトや展示内容等について、幅広い意見を聴く「(仮称)平和資料館のあり方を考える懇話会」(以下「懇話会」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 懇話会では次に掲げる事項について、懇話会構成員から意見を聴取する。

- (1) 資料館の展示コンセプト・内容
- (2) 資料館の建設場所
- (3) その他資料館の運営に関すること

(構成員)

第3条 構成員は次の各号に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 他都市の平和資料館関係者
- (3) 先の戦争の体験者及びその関係者
- (4) その他懇話会の目的に沿うとして市長が適当と認めた者

2 構成員の任期は平成29年9月30日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長並びに副座長を置く。

- 2 座長は構成員の互選により定め、副座長は構成員の中から座長が指名する。
- 3 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、座長が招集し、座長が議長を務める。

- 2 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その者から意見を求めることができる。
- 3 懇話会の会議は原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議の決定により公開しないことができる。
 - (1) 法令等に特別の定めがある場合
 - (2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を審議する場合
 - (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
 - (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

4 懇話会は、会議内容が前項ただし書に該当する場合は、次のいずれかの方法により会議の非公開を決定することができる。(なお、初めて開催する会議の非公開の決定については、所管課において確認した当該懇話会の構成員の総意に基づき、懇話会を代表する者(懇話会を代表する者が決定されていない場合は、会議の開催権限のある者)が決定するものとする。この場合において、各構成員の意見が一致しないときは、初めて開催する会議において決定する。)

- (1) 会議における議決
- (2) 構成員全員による個別承認
- (3) あらかじめ指名された構成員等による承認
- (4) その他懇話会が定める方法

(守秘義務)

第6条 構成員は、知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年1月18日から施行する。